

# 令和8年度入園申込案内

## 『給付認定申請』について

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため「給付認定制度」が導入されています。幼稚園・認定こども園・保育園への入園を希望される際に、利用のための認定（給付認定）を受けていただく必要があります。

### 【保育の必要性の認定について】

- 給付認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、以下のとおり、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」のいずれかの区分に認定され、「支給認定証」が交付されます。既に認定を受け「支給認定証」をお持ちの方につきましては、認定事由に該当していることの確認をさせていただきます。

| 認定区分 | 認定条件                                         | 認定される時間                                          | 利用できる施設       |
|------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|
| 1号認定 | 満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する場合               | 教育標準時間（4時間程度）                                    | 幼稚園<br>認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の理由で、家庭で必要な保育を受けることが難しい場合 | 保育標準時間（ <b>最長</b> 11時間）<br>保育短時間（ <b>最長</b> 8時間） | 保育園<br>認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満のお子さんで、保護者の就労等の理由で、家庭で必要な保育を受けることが難しい場合 | 保育標準時間（ <b>最長</b> 11時間）<br>保育短時間（ <b>最長</b> 8時間） | 保育園<br>認定こども園 |

※ 「支給認定証」は、各施設を利用する資格があることを認定するものですが、入園を保障するものではありません。

- 「2号認定」、「3号認定」については、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

| 必要とする事由（主なもの） | 判断基準                         | 認定される時間                 |
|---------------|------------------------------|-------------------------|
| ○就労、就学等       | 1か月平均勤務等の時間<br>120時間以上       | 保育標準時間（ <b>最長</b> 11時間） |
|               | 1か月平均勤務等の時間<br>48時間以上120時間未満 | 保育短時間（ <b>最長</b> 8時間）   |
| ○求職活動、介護・看護等  |                              | 保育短時間（ <b>最長</b> 8時間）   |

※ 保護者のうち、より短い勤務等時間の方の、1か月の勤務等時間を基準とします。

## 給付認定申請・入園申込みの手続きについて

### 1 受付期間および書類提出先

期間： 令和7年10月27日（月）～ 令和7年11月7日（金）

※ 年度途中に入園を希望する場合も、期間中にお申し込みください。

提出先： 市内各園（7ページの「美作市内の幼稚園・認定こども園・保育園一覧」よりご確認ください。）

※ 市外保育園等を希望の場合は、美作市教育委員会教育総務課

※ 兄弟姉妹の書類は、まとめて提出してください。



提出書類等、詳しくは次ページ以降をご覧ください。

## 2 各園の入園について

### 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）に入園を希望される方

#### 【要件】

- 美作市内に住所を有する、3～5歳児
- ※ 保護者の就労の有無等を問いません。
  - ※ 幼稚園には通園区域があります。

#### 【入園対象年齢】

|                                                                         |                             |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 土居幼稚園<br>むさしこども園（幼稚園部）<br>湯郷こども園（幼稚園部）<br>美作北こども園（幼稚園部）<br>英田こども園（幼稚園部） | 3～5歳児（令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれ） |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|

#### 【教育・保育内容】

##### 1) 教育標準時間利用

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 教育時間 | 午前8時30分から午後1時30分                 |
| 休園日  | 土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・年度末休業期間、園が定める日  |
| 保育料  | 無料                               |
| 給食費  | 月額5,500円程度（1食当たり主食費50円及び副食費230円） |
| その他  | ※教材費等が別途必要になります。                 |

##### 2) 預かり保育

実施園に通園する園児で、保護者が希望される場合、利用できます。実施園は7ページの「美作市内の幼稚園・認定こども園・保育園一覧」よりご確認ください。

##### ① 通常

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 保育時間  | 通常教育時間終了後から午後6時00分までの間で希望する時間   |
| 行わない日 | 土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・年度末休業期間、園が定める日 |
| 保育料   | 日額600円（月額上限6,000円）              |

##### ② 長期休業中

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 保育時間  | 午前8時30分から午後6時00分までの間で希望する時間                        |
| 行わない日 | 土曜日、日曜日、祝日、盆休み、年末年始、学年末・学年始め、園が定める日                |
| 保育料   | 日額600円（月額上限6,000円）（8月の夏季休業日のみ日額1,000円、月額上限10,000円） |

- ※ 保護者が【保育を必要とする事由】（保育園の利用と同等の要件）のいずれかに該当し、別途「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合、利用日数に応じて、預かり保育の保育料が無償化されます。

#### 【提出が必要となる書類】

##### ①「子どものための教育・保育給付認定申請書（現況届）兼幼稚園・認定こども園・保育園入園申込書」

- ※ 入園希望児1人につき1枚、ご記入ください。
- ※ 申込書類提出時に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、個人番号・身元確認のできる書類をお持ちください。詳しくは、「入園申込書等への個人番号記入のお願い」をご覧ください。

##### ② 児童の健康状況調査票

##### ③ 市町村民税課税証明書

- ※ 提出が必要な場合があります。詳しくは、5ページをご覧ください。

##### ④ 預かり保育登録申請書（預かり保育を希望される方）

- ※ 入園承諾書受領後、各園へご提出ください。  
申請書は各園にあります。



## 保育園・認定こども園（保育園部）に入園を希望される方

### 【要件】

- ① 美作市内に住所を有する、0～5歳児
- ② 保護者（保護者と別居している場合にはお子さんの面倒をみている者）が、以下の【保育を必要とする事由】のいずれかに該当し、お子さんの保育にあたれないこと。  
※家事やお子さんの集団生活が目的などの場合は該当しません。

### 【保育を必要とする事由】

| 保育を必要とする事由 |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| (1)        | ひと月に48時間以上、仕事をしている。                    |
| (2)        | 妊娠中であるか、出産後間がない（出産後2か月以内）。             |
| (3)        | 疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。            |
| (4)        | 同居の親族（長期入院含む）を常時、介護または看護している。          |
| (5)        | 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている。             |
| (6)        | 求職活動（起業準備含む）を継続的に行っている（入園後3か月以内）。      |
| (7)        | 就学している（職業訓練含む）。                        |
| (8)        | 児童虐待、またはDVの恐れがある。                      |
| (9)        | 育児休業取得時に、すでに保育園等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要。 |
| (10)       | その他、上記の(1)～(9)に類するものとして、市長が認めるもの。      |

### 【入園対象年齢】

|                                                                    |         |
|--------------------------------------------------------------------|---------|
| 江見保育園、むさしこども園（保育園部）<br>湯郷こども園（保育園部）、美作北こども園（保育園部）、<br>英田こども園（保育園部） | 満6か月から  |
| 勝田ひまわり園                                                            | 満10か月から |

### 【保育内容】

#### 1) 保育標準時間（最長11時間）利用の場合

|      |                                                    |
|------|----------------------------------------------------|
| 保育時間 | 午前7時00分から午後6時00分                                   |
| 延長保育 | 午後6時00分から午後7時00分<br>利用料金 1人200円/日（月額上限3,000円）      |
| 休園日  | 日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年1月3日）                       |
| 保育料  | 3歳以上児 無料<br>3歳未満児 8ページの「美作市保育料基準額表」をご参照ください。       |
| 給食費  | 3歳以上児 主食費月額1,000円及び副食費月額4,500円<br>3歳未満児 保育料に含まれます。 |
| その他  | ※教材費等が別途必要となります。                                   |

#### 2) 保育短時間（最長8時間）利用の場合

|      |                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 保育時間 | 午前8時30分から午後4時30分                                                                      |
| 延長保育 | 午前7時00分から午前8時30分<br>午後4時30分から午後6時00分<br>午後6時00分から午後7時00分<br>利用料金 1人200円/回（月額上限3,000円） |
| 休園日  | 日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年1月3日）                                                          |
| 保育料  | 3歳以上児 無料<br>3歳未満児 8ページの「美作市保育料基準額表」をご参照ください。                                          |
| 給食費  | 3歳以上児 主食費月額1,000円及び副食費月額4,500円<br>3歳未満児 保育料に含まれます。                                    |
| その他  | ※教材費等が別途必要となります。                                                                      |

## 【提出が必要となる書類】

- ①「子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼幼稚園・認定こども園・保育園入園申込書」  
 ※ 入園希望児1人につき1枚、ご記入ください。  
 ※ 申込書類提出時に、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、個人番号・身元確認のできる書類をお持ちください。詳しくは、「入園申込書等への個人番号記入のお願い」をご覧ください。
- ②児童の健康状況調査票
- ③市町村民税課税証明書  
 ※ 提出が必要な場合があります。詳しくは、5ページをご覧ください。
- ④保育を必要とする事由を証明する書類  
 ※ 入園希望児の保護者（保護者と別居している場合にはお子さんの面倒をみている者）それぞれの方について、保育にあたれない理由を証明する書類の提出が必要です。下記の【保育を必要とする事由を証明する書類】をご覧ください、該当する書類を提出してください。  
 ※ 入園希望児が複数の場合、証明書等はそれぞれ提出してください。

### 《保育を必要とする事由を証明する書類》

| 保護者の状況                         | 必要書類（申請者・事業者の押印不要としております）                                                                                   |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 就労している（したい）場合               |                                                                                                             |
| ①雇用されている方<br>（産休や育休中・内職を含む）    | 就労証明書【添付1】                                                                                                  |
| ②自営業、農業に従事している方                | 就労証明書【添付1】                                                                                                  |
| ③求職中の方                         | 求職活動申立書【添付2】                                                                                                |
| 2. 病気等があり保育できない場合              | 保育を必要としている事由申立書【添付3】                                                                                        |
| 3. 妊娠中であるか、出産後間がない場合（出産後2か月以内） | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>親子(母子)健康手帳の写し等（保護者名と予定日が確認できる部分）                                                   |
| 4. 障がいがあり保育できない場合              | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>障害者手帳・療育手帳等の写し（障がいの程度が確認できる部分）                                                     |
| 5. 家族の介護にあたる場合                 | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>介護される方の障害者手帳・介護保険証（認定済）等の写し                                                        |
| 6. 学生の場合                       | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>学生証の写しまたは在学を証明できる書類                                                                |
| 7. 職業訓練を受ける場合                  | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>職業訓練を受けることを証する書類                                                                   |
| 8. 災害に見舞われた場合                  | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>罹災証明書                                                                              |
| 9. その他                         | 保育を必要としている事由申立書【添付3】、<br>状況を証するために必要な書類<br>※育児休業取得時の継続利用を事由として在園中で、引き続き同じ事由で入園を希望する場合の必要書類については、園におたずねください。 |

※上記のいずれにも該当しない場合または判断できない場合は、教育総務課へお尋ねください。

※産休や育休中の場合は、就労証明書に産休・育休期間、復職予定日等を記載の上、提出してください。

また、別途書類の提出を求める場合があります。

※書類が不足する場合はコピーするか、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※個人番号の情報連携により、提出書類の一部が変更になる場合があります。

以下の理由で入園した方は、入園後に証明書類の提出が必要です。

| 入園理由                    | 提出が必要な書類など                                                                                                                                              |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 求職中の方                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●勤務先が決まり次第、速やかに「就労証明書【添付1】」を提出してください。</li> <li>●「就労証明書【添付1】」が提出できない場合は、入園後3か月ごとにその状況を証明する書類を提出してください。</li> </ul> |
| ② 妊娠中であるか、<br>出産後間がない場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●出産後は2か月以内の入園となります。</li> <li>●期間満了後も引き続き入園の必要がある場合は、その状況を証明する書類を提出してください。</li> </ul>                             |

### 3 保護者が負担する保育料及び給食費について

- 令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上児の全てのお子さん及び3歳未満児の市町村民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償化の対象になります。
- 3歳以上児のお子さんの給食費は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんと第3子以降のお子さんの副食費（おかず・おやつ等）は免除されます。
- 保育料及び給食費は、保護者（保護者と別居している場合にはお子さんの面倒をみている者）の市町村民税所得割額の合計額等によって決定します。
- 保育料及び保育園・認定こども園（保育園部）の給食費は、月単位です。欠席されても1か月分がかかります。
- 令和8年4月～8月分までは、令和7年度の市町村民税所得割課税額（令和6年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により算定し、令和8年9月分からは、令和8年度の市町村民税所得割課税額（令和7年1月～12月の所得を基に算定されたもの）により算定します。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額で算定

当年度の市町村民税額で算定

（令和8年度の場合）

令和8年4月～8月分 ……………令和7年度の市町村民税額で算定

令和8年9月～令和9年3月分 …令和8年度の市町村民税額で算定

※ 市町村民税課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当税額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

#### 《市町村民税課税証明書》

市町村民税課税証明書が必要となる場合は次のとおりです。

| 提出が必要な方                   | 提出が必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年1月2日以降に<br>美作市へ転入された方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「<b>令和7年度 市町村民税課税（非課税）証明書</b>」<br/>※令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。<br/>※令和8年9月以降入園希望の方は、「令和7年度 市町村民税課税（非課税）証明書」の提出の必要はありません。</li> </ul> <p>上記の書類に加え、<u>令和8年1月2日以降に美作市へ転入された方は以下の書類が必要になります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「<b>令和8年度 市町村民税課税（非課税）証明書</b>」<br/>※令和8年1月1日時点で住民登録のあった市町村の役所にて発行されます。<br/>発行される時期は、令和8年6月1日以降となるため、届き次第、速やかに提出ください。</li> </ul> <p><b>税額控除（寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等）がある場合、控除の種類・額の記載のある証明書を提出してください。</b></p> |

## 入園選考、利用調整について

保育所等において利用可能数を上回る利用申込があった場合は、申込期限までに提出された書類に基づき保育を必要とする状況を確認し、利用調整を行います。利用調整においては、園ごと、年齢ごとに入園希望児を取りまとめ、保育の必要性の度合いを点数化した【選考基準指数】と世帯や児童の状況に応じた【優先利用調整指数】を、合算した指数の高い子どもから順に内定者を決定します。この合計指数が同点となった場合は、【同点者選考優先順位表】に基づき、選考します。  
※【選考基準指数表】【優先利用調整指数表】【同点者選考優先順位表】は9-10ページをご覧ください。

## 5 保育料の軽減について

美作市では、第3子以降の児童の保育料を無料とするなど、保護者の負担軽減を図っておりますが、以下のいずれかに該当する場合も、保育料が軽減される場合があります。

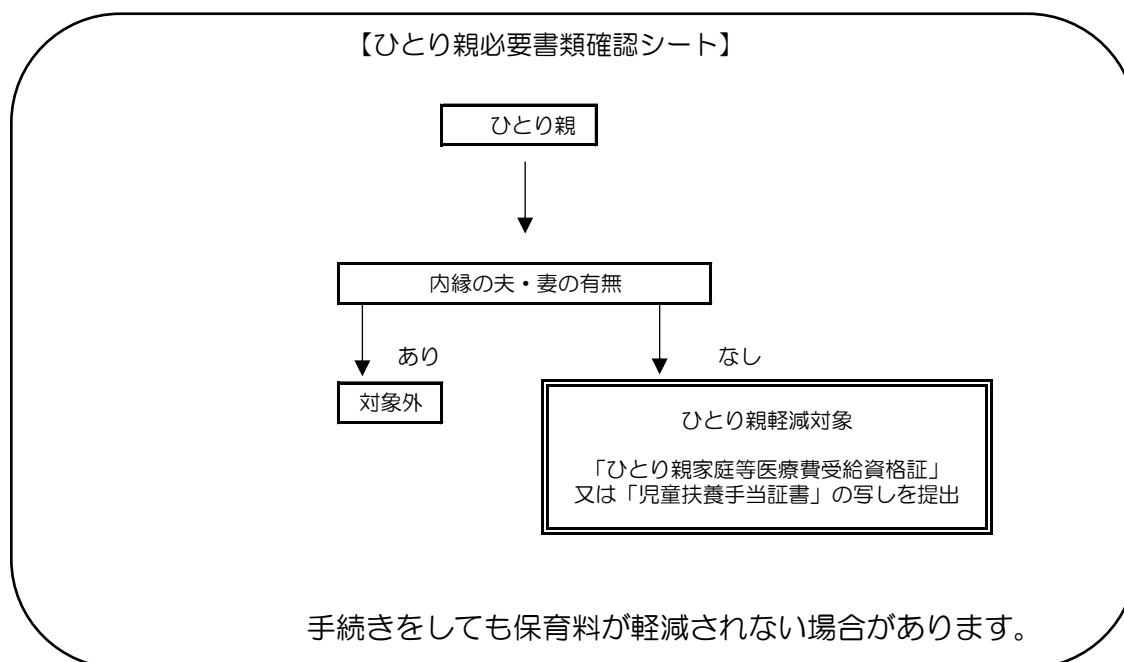
- ・ 公的扶助を受けたとき
- ・ ひとり親世帯
- ・ 在宅障害児（者）のいる世帯
- ・ その他特別な事情があると認められるとき

ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の保育料の軽減について

- 「ひとり親家庭等医療費受給資格証」、「児童扶養手当証書」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」などの写しを申込書と一緒に提出してください。

※ 有効期限のあるものは、更新後すみやかに新しい資格証等の写しを提出してください。

◆ひとり親の方は、下記の【確認シート】でご確認ください。



※ 詳しくは、各園及び教育総務課へお問い合わせください。

## 入園後の手続きについて

### 1 申請内容に変更が生じた場合

保育を必要とする理由やその内容が変更となる場合は、給付認定変更の手続きが必要です。「給付認定変更申請書兼変更届」にて申請してください。申請内容により、保育の必要量や保育料が変更になる場合があります。

提出先： 市内各園

変更内容 ① 就労状況等の変化  
② 世帯構成の変更  
③ 保護者の氏名・住所・連絡先の変更  
④ 子どもの氏名・保護者との続柄の変更

### 2 認定期間中の退園の場合

認定期間中で入園理由が無くなり、家庭で保育ができる場合や市外に転出した場合は、退園になります。「退園届」をご提出ください。

提出先： 市内各園

## 美作市内の幼稚園・認定こども園・保育園一覧

| 園名      | 募集定員                | 問い合わせ及び提出先 | 入園対象年齢                      | 預かり保育<br>※1 | 一時預かり<br>※2 |
|---------|---------------------|------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 土居幼稚園   | 70人                 | 75-0246    | 3, 4, 5歳児                   | ○           | —           |
| むさしこども園 | (幼) 15人<br>(保) 88人  | 78-0634    | (幼) 3, 4, 5歳児<br>(保) 満6か月から | ○           | ○           |
| 湯郷こども園  | (幼) 30人<br>(保) 222人 | 73-1200    | (幼) 3, 4, 5歳児<br>(保) 満6か月から | ○           | ○           |
| 美作北こども園 | (幼) 30人<br>(保) 193人 | 72-0162    | (幼) 3, 4, 5歳児<br>(保) 満6か月から | ○           | ○           |
| 英田こども園  | (幼) 15人<br>(保) 80人  | 74-2004    | (幼) 3, 4, 5歳児<br>(保) 満6か月から | ○           | ○           |
| 勝田ひまわり園 | 100人                | 77-7070    | 満10か月から                     | —           | ○           |
| 江見保育園   | 130人                | 75-0337    | 満6か月から                      | —           | ○           |

### ※1 預かり保育事業について

在園児で、教育時間終了後、家庭での保育を行うことが困難である場合に保育を行うもの（最長18時まで）

### ※2 一時預かり事業について

在園児以外で一時的な保育が必要な場合に保育を行うもの  
利用を希望される方は、各園に直接お申し込みください。



問い合わせ先

〒707-8501

美作市美来1番地

美作市教育委員会教育総務課

電話 0868-72-2900

FAX 0868-72-8646

または、入園を希望する園まで

美作市保育料基準額表

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                             | 保育料基準額(月額)                                       |
|----------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| 階層区分                 | 定義                          | 3歳未満児の場合                                         |
| 第1階層                 | 生活保護法による被保護世帯<br>(単給世帯を含む。) | 0円                                               |
| 第2階層                 | 市町村民税非課税世帯                  | 0円                                               |
| 第3階層                 | 市町村民税のうち均等割のみの課税世帯          | 12,500円<br>(12,300円)                             |
| 第4階層                 | 市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯   | 24,300円未満<br>14,500円<br>(14,300円)                |
| 第5階層                 |                             | 24,300円以上<br>48,600円未満<br>16,500円<br>(16,300円)   |
| 第6階層                 |                             | 48,600円以上<br>58,200円未満<br>17,500円<br>(17,100円)   |
| 第7階層                 |                             | 58,200円以上<br>67,800円未満<br>19,500円<br>(19,100円)   |
| 第8階層                 |                             | 67,800円以上<br>77,400円未満<br>21,500円<br>(21,100円)   |
| 第9階層                 |                             | 77,400円以上<br>87,000円未満<br>23,500円<br>(23,100円)   |
| 第10階層                |                             | 87,000円以上<br>97,000円未満<br>25,500円<br>(25,100円)   |
| 第11階層                |                             | 97,000円以上<br>115,000円未満<br>28,800円<br>(28,200円)  |
| 第12階層                |                             | 115,000円以上<br>133,000円未満<br>31,800円<br>(31,200円) |
| 第13階層                |                             | 133,000円以上<br>151,000円未満<br>34,800円<br>(34,200円) |
| 第14階層                |                             | 151,000円以上<br>169,000円未満<br>37,800円<br>(37,200円) |
| 第15階層                |                             | 169,000円以上<br>235,000円未満<br>44,800円<br>(43,900円) |
| 第16階層                |                             | 235,000円以上<br>301,000円未満<br>51,800円<br>(50,900円) |
| 第17階層                |                             | 301,000円以上<br>397,000円未満<br>68,000円<br>(66,800円) |
| 第18階層                |                             | 397,000円以上<br>88,400円                            |

(注) 3歳以上児の保育料は無料です。 (\*年齢は4月1日現在の年齢です)

(注) 保育料基準額(月額)の括弧書きは保育短時間保育料

(注) 上記の他、保育園を同時に利用する等、特定の条件下での第2子半額や、第3子無料等、軽減される場合があります。

# 美作市保育所等利用調整 指数表

## 【選考基準指数表】

| 区分 | 保育を必要とする事由  | 保護者の状況                                             |                                                                 | 指数                                 |
|----|-------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1  | 就労・就学（職業訓練） | 月140時間以上就労・就学を常態としているもの                            |                                                                 | 10                                 |
|    |             | 月120時間以上140時間未満、就労・就学を常態としているもの                    |                                                                 | 9                                  |
|    |             | 月100時間以上120時間未満、就労・就学を常態としているもの                    |                                                                 | 8                                  |
|    |             | 月80時間以上100時間未満、就労・就学を常態としているもの                     |                                                                 | 7                                  |
|    |             | 月48時間以上80時間未満、就労・就学を常態としているもの                      |                                                                 | 6                                  |
|    |             | 就労先確定（内定）しているが、就労時間が確定していないもの                      |                                                                 | 5                                  |
| 2  | 妊娠・出産       | 出産予定日の前後2か月間                                       |                                                                 | 7                                  |
| 3  | 疾病・障害       | 疾病                                                 | 1か月以上の入院もしくは入院見込、常時臥床の場合                                        | 10                                 |
|    |             |                                                    | 居宅内療養（1か月以上）<br>安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合        | 7                                  |
|    |             |                                                    | 上記以外で通院加療が必要な場合                                                 | 3                                  |
|    |             | 障害                                                 | 療育手帳A・B<br>身体障害者手帳1・2級<br>介護保険被保険者証の認定要介護1～5<br>精神障害者保健福祉手帳1・2級 | 10                                 |
|    |             |                                                    | 身体障害者手帳3～6級<br>介護保険被保険者証の認定要支援1・2<br>精神障害者保健福祉手帳3級              | 7                                  |
|    |             |                                                    |                                                                 |                                    |
| 4  | 介護・看護       | 介護される人の要介護度が要介護3～5<br>※同程度の介護・看護を必要とする場合を含む        |                                                                 | 7                                  |
|    |             | 介護される人の要介護度が要支援1・2、要介護1・2<br>※同程度の介護・看護を必要とする場合を含む |                                                                 | 5                                  |
|    |             |                                                    |                                                                 |                                    |
| 5  | 災害復旧等       | 風水害、火災、地震等の被災等                                     |                                                                 | 10                                 |
| 6  | 求職活動        | 求職活動をしている（就労未定）                                    |                                                                 | 1                                  |
| 7  | 児童虐待、DVの恐れ  | 児童虐待又はそのおそれ、DVにより保育が困難であることに該当する                   |                                                                 | 10                                 |
| 8  | 育児休業中       | 年度内に復職予定がある                                        |                                                                 | 区分1に準じ、復職後の就労予定時間数に応じた指数の値         |
|    |             | 年度内に復職予定がない                                        |                                                                 | 区分1に準じ、復職後の就労予定時間数に応じた指数の値から5を減じた値 |
| 9  | その他         | 上記の保護者の状況に類するものとして、市長が認める状況                        |                                                                 | 区分1から8のうち市長が認めるものに準じた指数の値          |

※保護者それぞれの該当する区分の指数を合算し算出します。複数の区分または状況に該当する場合は、高い方の指数で算出します。

### 【優先利用調整指数表】

| 区分 | 分類           | 保護者若しくは児童又は世帯の状況                                                                      | 指数  |
|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| A  | ひとり親家庭       | 子どもが母又は父のみに養育されている場合                                                                  | 13  |
| B  | 生活保護         | 経済的自立のため緊急に就労を要する場合                                                                   | 1   |
| C  | 失業           | 生計中心者が離職しており、就労の必要性が高い場合                                                              | 2   |
| D  | 社会的養護        | 児童虐待又はその恐れ、DVにより保育が困難であることに該当する場合                                                     | 10  |
| E  | 障害           | 申込児童が障害を有する場合                                                                         | 2   |
| F  | 育児休業明け       | 保護者が育児休業から復帰するため、児童が同じ保育施設等を再び利用することを希望する場合（育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等を利用することを希望する場合も含む） | 3   |
|    |              | 上記以外                                                                                  | 2   |
| G  | 兄弟姉妹         | 兄弟姉妹が同一の保育園等の利用を希望する場合                                                                | 5   |
|    |              | 兄弟姉妹が家庭内で保育されている場合又は幼稚園に入園している場合                                                      | -2  |
| H  | 地域型保育事業利用終了児 | 連携施設がない地域型保育事業を利用しており、年齢到達により美作市内の教育・保育施設等の利用を希望する場合                                  | 3   |
| I  | 保育士等         | 保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、美作市内の教育・保育施設等に勤務する場合                                         | 5   |
|    |              | 保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有し、美作市外の教育・保育施設等に勤務する場合                                         | 3   |
| J  | 継続利用子ども      | 現に保育園等を利用しており、継続して保育を必要とし、施設の利用を希望する場合                                                | 3   |
| K  | 保育料滞納世帯      | 3か月以上の滞納がある場合、かつ3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合                                                 | -10 |
| L  | 提出期限遅延       | 入園申込書を期限内に提出しなかった場合                                                                   | -1  |

※複数の区分または状況に該当する場合は、該当するものすべての指数を合算して算出します。

選考指数が同点の場合は下記の優先順位により選考します。

### 【同点者選考優先順位表】

| 優先順位 | 項目                    |
|------|-----------------------|
| 1    | 市内在住者を優先              |
| 2    | 新規申請より継続・転園の方を優先      |
| 3    | 同一園に入園申込児が2人以上いる者を優先  |
| 4    | 保護者の月当たりの就労時間が長い家庭を優先 |